

平成25年第1回葛城市議会臨時会会議録

1. 開会及び閉会 平成25年2月14日 午前10時00分 開会
午後 0時11分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 議会議場

3. 出席議員17名

1番 辻 村 美智子	2番 中 川 佳 三
3番 岡 本 吉 司	4番 春 木 孝 祐
5番 朝 岡 佐一郎	6番 西 井 覚
7番 欠 員	8番 吉 村 優 子
9番 阿 古 和 彦	10番 溝 口 幸 夫
11番 川 辺 順 一	12番 赤 井 佐太郎
13番 川 西 茂 一	14番 寺 田 惣 一
15番 下 村 正 樹	16番 西 川 弥三郎
17番 南 要	18番 白 石 栄 一

欠席議員0名

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市 長	山 下 和 弥	副 市 長	杉 岡 富美雄
教 育 長	大 西 正 親	総 務 部 長	河 合 良 則
企 画 部 長	田 中 茂 博	市民生活部長	生 野 吉 秀
都市整備部長	矢 間 孝 司	都市整備部理事	中 裕 晃
産業観光部長	吉 川 正 隆	保健福祉部長	吉 川 光 俊
教 育 部 長	中 嶋 正 英	上下水道部長	松 浦 住 憲
消 防 長	岩 井 利 光	会 計 管 理 者	山 岡 加代子

5. 職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	寺 田 馨	書 記	西 川 育 子
書 記	山 岡 晋		

6. 会議録署名議員 3番 岡 本 吉 司 16番 西 川 弥三郎

7. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定について

- 日程第3 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成24年度葛城市一般会計補正予算（第6号）について）
- 日程第4 発議第1号 葛城市クリーンセンター建設事業の早期実現を求める決議
- 日程第5 議第1号 工事請負契約の締結について（葛城市クリーンセンター建設整備工事）
- 追加日程第1 発議第2号 葛城市クリーンセンター建設事業の早期実現を求める意見書

開 会 午前10時00分

寺田議長 ただいまの出席議員は17名で、定足数に達しておりますので、平成25年第1回葛城市議会臨時会を開会いたします。

本日、平成25年第1回臨時会が招集されましたところ、議員各位には何かとご多用の中、ご出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。本臨時会も議員各位の格段のご協力によりまして、議会運営が円滑に進行できますよう、よろしく願い申し上げます。

ここで、報告事項を申し上げます。本臨時会に提出する議案につき、市長から送付がありました。提出議案は議事日程記載の日程第3、承認第1号及び日程第5、議第1号の2議案でございます。なお、日程第4、発議第1号議案につきましては議員提出議案であります。議事の進行上、議案の朗読は省略いたします。

続きまして、閉会中に開催されました常任委員会及び特別委員会の審査状況について、各委員長より報告願います。

まず、総務文教常任委員会委員長より報告お願いいたします。

12番、赤井佐太郎君。

赤井総務文教常任委員長 おはようございます。議長のお許しを得ましたので、閉会中の継続審査の審査状況についてご報告申し上げます。

委員会は平成25年1月31日に開催し、本委員会の調査事項となっております葛城市学校給食センターについて審査をいたしました。初めに、理事者より事業の進捗状況の報告として、これまでの委員会において、給食センター建設に係る公募型プロポーザルの公示については平成25年4月以降に実施する予定であるとの説明をしてきたが、土地の造成工事に時間を要することが見込まれることなどから、造成設計及び基本設計を少しでも早く行い、事業を遅延させないように、1月23日からプロポーザル実施について公示させていただいた。現在、10社ほどの会社が関係書類を取りに来られているとの報告がありました。またあわせて、今後の事業日程や予算執行についての変更事項の説明がありました。

委員からは、事業を早く進めるための変更には異論はないが、これまで議論を重ねてきた内容について、簡単に変更するのはどうかと思うといった意見や、今後は計画を変更する場合は事前に報告願いたいという要望、また、本事業に係る平成24年度予算の執行状況や、このプロポーザルに係る基本設計等の契約時期を確認する質疑がありました。

以上で、総務文教常任委員会の閉会中の継続審査の報告といたします。

寺田議長 次に、新クリーンセンター建設事業特別委員会委員長より報告願います。

13番、川西茂一君。

川西新クリーンセンター建設事業特別委員長 皆さん、おはようございます。議長のお許しを得ましたので、新クリーンセンター建設事業特別委員会所管の調査案件につきまして、1月22日に委員会を開催し、審査いたしました。その審査の概要及び結果をご報告申し上げます。

委員会では、新クリーンセンター建設について、自然公園法にのっとった建設工事の許認可申請を奈良県知事に提出するに当たり、施工業者を決定し、早期に進めていきたい旨の説明がありました。

委員からは、新クリーンセンターの建設がおくれることは市民生活に影響を及ぼすこととなる。技術提案をいただいている業者と早期に契約を結び、事業の進捗を図っていただきたいという意見がありました。また、既に當麻クリーンセンターが解体されており、新庄クリーンセンターの老朽化が進む中で24時間操業を行うことは、耐用年数などを考えると不安がある中での稼働でもあり、更に修繕費などの維持経費も膨らみ、財政面も逼迫してきていることから、葛城市議会として、決議や意見書をもって早急な施設の建設及び稼働を行政及び県知事に要望すべきであるとの意見がありました。

このほかにも各委員から数多くの意見が出されておりますことをつけ加えまして、当委員会の報告とさせていただきます。以上でございます。

寺田議長 これで、閉会中に開催された常任委員会及び特別委員会の審査状況の報告を終わります。報告事項は以上でございます。

ここで、山下市長から、招集者としてのごあいさつを願うことにいたします。

市長。

山下市長 皆さん、おはようございます。今日は、平成25年第1回葛城市議会臨時会を招集させていただきましたところ、お忙しい中にもかかわらず、全員ご出席を賜り、本当にありがとうございます。

本日、皆さんにご審議をいただく案件といたしまして、1件の承認案件、また工事請負締結の案件等、2つのことを審議していただくわけですけれども、内容につきましてはその都度説明をさせていただきます。どうか適切なるご決定を賜りますようお願いを申し上げます。あいさつとさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

寺田議長 それでは、これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、3番、岡本吉司君、16番、西川弥三郎君を指名いたします。

次に、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本臨時会の会期、議事日程、審議方法について、議会運営委員会で協議願っておりますので、運営委員長から報告願います。

5番、朝岡佐一郎君。

朝岡議会運営委員長 皆さん、おはようございます。本日、平成25年第1回葛城市議会臨時会の開催に当たり、去る2月6日、議会運営委員会を開催し、諸事項につき慎重に協議をいたしておりますので、その結果についてご報告をさせていただきます。

まず、議事日程及び審議方法についてでございます。

日程第3、承認第1号議案につきましては、上程し、その内容説明を受けた後、質疑を行い、委員会付託を省略いたしまして、討論、採決まで行います。

次に、日程第4、発議第1号議案につきましては、議員提出議案でございます。上程し、提案者からその内容説明を受けた後、質疑を行い、委員会付託を省略いたしまして、討論、採決まで行います。

次に、日程第5、議第1号議案につきましては、上程し、その内容説明を受けた後、質疑まで行い、新クリーンセンター建設事業特別委員会に付託し、審査を願います。ここで休憩をとります。そして、本会議休憩中に新クリーンセンター建設事業特別委員会を開催願ひ、付託議案について審査をいただき、委員会終了後、本会議を再開とさせていただきます。本会議再開後、委員長報告を受けた後、委員長報告に対する質疑、そして討論、採決までお願いをいたします。

最後に、会期についてでございます。本日2月14日、1日限りとさせていただきます。

以上でございます。皆様方のご理解を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

寺田議長 ただいまの運営委員長からの報告のとおり、本臨時会の会期は本日1日とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

寺田議長 ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。

議案審議につきましても、ただいまの運営委員長からの報告のとおり行うことにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

寺田議長 ご異議なしと認めます。よって、運営委員長からの報告のとおり議案審議を行うことにいたします。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

これより議案審議に移ります。

日程第3、承認第1号、専決処分の承認を求めることについて（平成24年度葛城市一般会計補正予算（第6号）について）を議題といたします。

なお、本案につきましては委員会付託を省略し、討論、採決まで行います。

本案につき、提案者の説明を求めます。

市長。

山下市長 ただいま議題となりました承認第1号、専決処分の承認を求めることについて（平成24年度葛城市一般会計補正予算（第6号）について）でございます。

本補正予算につきましては、体力づくりセンター内におけるボイラー圧力を調整するための膨脹タンク内部の部品が破損をし、お湯が放出している状態となっているため、早急に修理を要することで修繕料を計上したものでございます。

修繕料については、体力づくりセンター整備基金より繰り入れるもので、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ525万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ160億1,349万円とするものでございます。

なお、本補正予算につきましては、平成25年2月1日付で専決処分を行ったものでございます。

よろしくご承認賜りますよう、お願いを申し上げます。

寺田議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

寺田議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

寺田議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより承認第1号議案を採決いたします。

本案について、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

寺田議長 ご異議なしと認めます。よって、承認第1号は原案のとおり承認されました。

次に、日程第4、発議第1号、葛城市クリーンセンター建設事業の早期実現を求める決議を議題といたします。

本案につき、提案者の説明を求めます。

13番、川西茂一君。

川西議員 ただいま上程を賜りました発議第1号、葛城市クリーンセンター建設事業の早期実現を求める決議について、提案理由の説明をさせていただきます。

本市においては、新クリーンセンター建設に伴い、既に當麻クリーンセンターが解体され、焼却場として唯一稼働している新庄クリーンセンターも、昭和48年に竣工され、老朽化が進んでおります。耐用年数、稼働時間の延長等、不安がある中での稼働となっております。時間が経過すればするほど維持経費は膨らむ一方であり、財政面を圧迫することは必定であります。よって、一日も早く新しい熱回収処理施設の建設を進めなければならない状況となっております。

本市議会におきましては、平成21年第4回葛城市議会定例会において新クリーンセンター建設事業特別委員会を設置し、議論を深めながら予算の議決も行い、事業の進捗を求めてまいりました。

一方、新クリーンセンター建設に反対する一部の市民から本市に対し、「當麻クリーンセンター稼働停止期限確認請求事件」として訴訟を起こされ、また、国定公園内での建設であることから、奈良県に対しても建設許可の差止めの訴訟を起こされている事実もございます。

そうした中、市におきましては自然公園法に基づき、周辺地域の環境の保全や住民生活の向上に格別に配慮をした施策を行い、合併特例債、循環型社会形成推進交付金制度を有効に活用し、市民生活を営む上で欠かすことのできない、安全で安心できる葛城市クリーンセンターの建設並びに稼働を早期に実現されますよう要望するものでございます。

以上、簡単ではございますが、提案理由の説明といたします。議員の皆様方のご賛同を賜りますよう、よろしく願いを申し上げます。以上でございます。

寺田議長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

寺田議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

8番、吉村君。

吉村議員 ただいま上程されています発議第1号、葛城市クリーンセンター建設事業の早期実現を求める決議につきまして、一言意見を述べさせていただきたいと思っております。

1月22日の特別委員会の中でも申しましたけれども、先ほどの委員長の説明どおり、新しいごみ処理施設については早期建設は必要だということは思いますけれども、建設にご協力いただく大字の中には、当初の説明不足とボタンのかけ違いからか、反対の意見の方々もいらっしゃいます。こういった施設についてはウエルカムの施設ではないので、必ずどこに建設しても反対の意見は出るというふうには思いますけれども、今年に入りまして、先ほどの説明のとおり、自然公園法に基づいて提訴がされているところです。

決議書の中の「自然公園法等の準拠はもとより」という文言がこれに当たるというふうには思いますけれども、反対派の方々に対しましては説明等、十二分に配慮をされますことをお願いしまして、賛成の討論とさせていただきます。

寺田議長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

寺田議長 ないようですので、討論をこれで終結いたします。

これより発議第1号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

寺田議長 ご異議なしと認めます。よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第5、議第1号、工事請負契約の締結について（葛城市クリーンセンター建設整備工事）を議題といたします。

本案につき、提案者の説明を求めます。

市長。

山下市長 ただいま議題となりました議第1号、工事請負契約の締結につきまして、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、新市建設計画及び地域循環型社会形成推進地域計画に基づき進めております事業で、平成24年度から平成26年度までの継続事業として施工する、葛城市クリーンセンター建設整備工事の請負契約の締結につきまして提案するもので、當麻クリーンセンター跡地に新クリーンセンターを建設しようとするものでございます。

工事の主な内容につきましては、まず工事に係る詳細設計を行った上、用地の造成を初め、25トン2炉の熱回収施設及び管理棟の建設、リサイクル施設の改修等を行うものでございます。

工事の発注につきましては、三たびの総合評価落札方式による一般競争入札の公告を行いました。1社からの参加申請しかなく、入札を取りやめ、その後、参加申請のあった1社から技術提案を求め、協議の結果、新クリーンセンター建設に十分対応できる会社と判断をし、特別委員会においてもご協議いただいた上、了承を得て見積もりを徴し、株式会社川崎技研と随意契約をするものでございます。契約金額について、45億1,080万円で請負契約を締結しようとするものでございます。

よろしくご審議を賜りますよう、お願いを申し上げます。

寺田議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

18番、白石君。

白石議員 提案されています議第1号の工事請負契約の締結について、若干の質疑を行います。

ご説明のように、本議案は葛城市クリーンセンター建設整備工事について、随意契約により、契約金額45億1,080万円で株式会社川崎技研と請負契約を締結しようとするものであります。

本臨時会の役割は、工事の執行行為であります民間業者との契約締結に当たって、契約の方法や契約の金額など、議決の対象となる基本的契約事項について、地方自治法第234条の目的、趣旨にのっとり、適正な競争性や透明性、公平な入札機会を保障したものになっているか、最小の経費で最大の効果を上げなければならないとした法第2条の規定が尊重され、経済的で効率的な手続が行われたかなど、法第96条第1項第5号の議会の議決権に基づき審査をし、議決することにあります。この観点から、以下3点についてお伺いをしてまいります。

まず、第1であります。ご承知のように、本建設工事の請負については昨年7月10日の総合評価落札方式一般競争入札の公告がされて以来、再度公告、更に再々度公告がなされてまいりましたが、このたびの随意契約に至った経緯の詳細について、まず説明を求めるものであります。

次に、契約締結の方法についてお伺いをいたします。地方自治法第234条の契約の締結では、第1項において売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。とされ、第2項において、前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができるとしています。つまり、一般競争入札が契約締結の方法の原則とされ、その他の方法によることができる場合は政令で定める場合に限られるということであります。

本件の随意契約の場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号から9号の9つの場合に限られているわけですが、本随意契約はどの号に該当するものか、説明を求めるものであります。

次に、契約の金額についてであります。契約金額は消費税込みで45億1,080万円、消費税を除きますと42億9,600万円で、予定価格の92.98%に相当するものであります。この価格決定がどのような手続、方法によりされたのか、その点についても説明を求めておきたいと、

このように思います。

以上です。

寺田議長 生野市民生活部長。

生野市民生活部長 市民生活部の生野です。ただいまの白石議員の3つの点のご質問について、ご説明申し上げます。

まず最初に、随意契約に至った経緯であります。これにつきましては、葛城市クリーンセンター建設整備工事に係る業者選定について、総合評価落札方式一般競争入札として平成24年7月10日に第1回目の入札公告を行い、7月30日に入札参加申請を締め切っております。参加者は1社であったため、7月31日に入札を中止いたしております。

この時点で、葛城市において清掃施設建設工事が施行できる会社で、経営事項審査点が1,000点以上の会社は20社ございました。しかし、1社の参加申し込みしかありませんでしたので、ほか19社に不参加理由について電話等で聞き取りを行いました。その結果を2回目の入札公告に反映できるように、要件を緩和いたしております。緩和内容といたしましては、1日50トンというのを1日25トン炉2炉と、そして、監理技術者の条件を変更いたしました。

それに基づきまして、8月20日に第2回目の入札公告を行い、9月6日に入札参加申請締め切りを行いました。参加申し込みは1社であったため、9月7日に入札を中止いたしております。

第3回目の入札公告につきましては、9月27日に入札参加要件を更に緩和して行いました。緩和内容といたしましては、総合評点値1,000点を900点に下げることにより、対象会社が20社から31社に増加いたしました。10月16日に入札参加申請を締め切りし、またも参加者が1社しかありませんでしたので、同日に入札を中止いたしております。

そのことを新クリーンセンター建設事業特別委員会協議会において、入札公告の経緯をご報告申し上げ、3回全てに参加申請のあった業者に技術提案を求めることに、新クリーンセンター建設事業特別委員会の全委員からご了承をいただき、11月22日に技術提案図書の提出を求めまして、技術提案審査委員会を設置いたしまして協議を行った結果、新クリーンセンター建設に十分対応できる技術の会社と判断いたしまして、12月14日の新クリーンセンター建設事業特別委員会でご報告させていただいた次第であります。

平成27年3月末を竣工予定としている関係上、自然公園法による許可申請を早急に行うべく炉メーカーと契約させていただき、6月には自然公園法の許認可申請を行いたい旨、1月22日に開催していただきました新クリーンセンター建設事業特別委員会でご報告させていただき、全委員の皆様方から早急に契約できるよう進めていくようにと賛同をいただいております。

以上が随意契約に至った経緯であります。

次に、随意契約の締結の方法でございます。随意契約の該当条文であります。地方自治法施行令第167条の2第1項、地方自治法第234条第2項の規定により随意契約によることができる場合は第1号から第9号までとありますが、本件につきましては第8号の「競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき」に該当いたします。

次に、3点目の契約の関係でございますが、これにつきましては1月22日の新クリーンセンター建設事業特別委員会でご報告させていただき、早急に契約できるよう進めていくようにと賛同もいただいております、それを踏まえまして、1月23日に川崎技研株式会社に見積書の提出を2月1日までにするよう通知いたしまして、同日午後5時に関係者立ち会いのもと開札いたしました。

金額につきましては42億9,600万円で、税込み45億1,080万円であり、よって予定価格46億2,000万円、税込み48億5,100万円以下で、落札率92.98%でありましたので、この日をもって仮契約を締結いたしました次第でございます。

以上でございます。

寺田議長 18番、白石君。

白石議員 それぞれ、生野部長の方からご答弁をいただきました。

まず、随意契約に至る経過についてでありますけれども、詳細にご説明をいただきました。再々公告により、条件の変更、緩和を行ってまいったわけでありまして、結果として1社しか申し込みがなかったということであります。

そこで、更にお伺いをしたいと思います。公告の第2、競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項の総合評定値についてでありますけれども、当初の1,000点以上から900点以上に変更が第3回目の公告でされましたが、これは第3回目でありましたけれども、例えば850点、あるいは800点に変更するということは考えなかったのか。

また、公告の第5、その他の6、競争入札参加申込者または競争入札参加資格があると認められる者が2社未満のときは入札を中止するとしておりますが、結果として1社しか申し込みがなかったわけでありまして。そこでお伺いしたいのは、これを1社に変更することは考えなかったのか。また、1社にすることが地方自治法の第234条の規定に抵触するものであるのかどうか、この点についてお伺いしておきたいと、このように思います。

更に、契約の金額について、どのような手続で決められたかということについてご答弁をいただきました。技術提案を受け、その提案が適当なものであるものとして、この見積もりを徴し、関係者立ち会いの上開札された結果、42億9,600万円、消費税込み45億1,080万円で決定をされたということであります。

ご承知のように、予定価格は46億2,000万円であります。最低制限価格は40億1,200万円でありました。この価格が当初の見込みとどうであったかということは私にははかることはできませんが、この価格の額が、予定価格あるいは最低制限価格と比較をしてどのようにお受けとめになっておられるか、この点、非常に感覚的なことになるかもわかりませんが、改めてお伺いしておきたいと思っております。

寺田議長 生野市民生活部長。

生野市民生活部長 白石議員のただいまの3点のご質問にお答えいたします。

まず1点目といたしまして、経営事項の審査点を1,000点から一度900点に下げしております。その次に下げることは考えられなかったのかということのご質問でございます。この件に関しましては、これ以上経営事項の審査点を下げますと、本件仕様書内容を満たす会社がなか

ったということでございます。

次に、なぜ1社で入札を実行しなかったとのことでございますが、これにつきましては全国官報販売協同組合発行の官公庁契約精義の中で、一者入札の効力で、一般競争入札の場合、無効説と有効説があり、無効説では一般競争入札における入札者がただ1人では競争性を欠くから無効だとするともあります。本件につきましては、3回の入札公告をいずれも2社未満の場合は、入札を中止ということの経緯がございます。

3点目の契約関係の件でございます。これにつきましては、予定価格を46億2,000万円、最低制限価格を40億1,200万円という中で見積もりを徴取いたしております。その中で、予定価格以下の42億9,600万円で入札に応じていただいておりますので、予定価格以内というような判断で、適正であったというような判断をいたしております。

以上であります。

寺田議長 18番、白石君。

白石議員 1点漏れた分がありますので、確認という意味でお伺いしておきたいと思っております。

部長の説明では、この契約の締結の方法、随意契約を採用したその理由において、施行令第167条の2の第1項第8号の競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないときに該当すると、こういう答弁でありましたが、入札者が皆無ではなく1社であったわけでありますが、この場合も第8号の競争入札に付し入札者がいないときに該当すると解釈されるのか。この点について、先ほど部長がご答弁された官公庁契約精義の中ではどのように解釈運用をされているか、この点お伺いをし、確認をしておきたいと思っております。

寺田議長 生野市民生活部長。

生野市民生活部長 ただいまの白石議員の、随契理由の第8号にどのように該当しておるかというようなご質問であったかと思っております。

これにつきましては、官公庁契約精義の中で、競争に付しても入札者がいないときの随意契約が可能な範囲として、「入札の参加者はあったが」という点でございます。これにつきましては、確かに入札の参加者は1社あったわけでございますが、現実に入札行為が1つもなされなかった場合は入札者がいないときに該当するとあります。

以上でございます。

寺田議長 18番、白石君。

白石議員 ありがとうございます。

部長の答弁では、入札の参加者はあったが現実に入札行為が1つもなされなかった場合、これが入札者がいないときに該当するということが明記されている、解釈されているということだというふうに認識をしておきたいと、このように思います。

契約金額については、これはどう判断するかということはどうもはしようがないわけでありましてけれども、最低制限価格が40億1,200万円、更に、この随意契約が実施される場合の第7号でしたか、時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき、こういう項目があるわけでありましてけれども、こういう項目もほんまに具体化できるような価格形成の努力をやはりしてほしかったということを申し述べて、私の質疑を終わっておき

たい、このように思います。

寺田議長 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

寺田議長 ないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議第1号議案は、新クリーンセンター建設事業特別委員会に付託し、審査をお願いいたします。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時43分

再 開 午後 0時00分

寺田議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

12時を回っておりますが、最後までご協力よろしくお願ひしたいと思います。

ご報告申し上げます。

先ほど川西茂一君から、お手元に配付の発議第2号の議員提出議案が追加議案として提出されました。その取扱いについて、休憩中に議会運営委員会が開催されましたので、会議の概要について、委員長より報告を願ひます。

5番、朝岡佐一郎君。

朝岡議会運営委員長 それでは、追加議案、発議第2号の取扱いについて、休憩中に議会運営委員会を開催し、協議をいたしておりますので、その内容についてご報告をさせていただきます。

発議第2号の議事日程、審議方法につきましては、日程第5、議第1号議案の採決終了後、追加日程第1で上程し、提案者より提案内容の説明を受けた後、質疑を行い、委員会付託を省略し、討論、採決まで行いますので、よろしくお願ひいたしたいと思います。

以上、追加議案の取扱いについてのご報告とさせていただきます。皆様方のご理解を賜りますよう、よろしくお願ひをいたします。

寺田議長 お諮りいたします。

発議第2号議案についての議事日程及び審議方法は、ただいまの運営委員長からの報告のとおり行うことにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

寺田議長 ご異議なしと認めます。よって、議事日程、審議方法については、運営委員長からの報告のとおり行うことにいたします。

それでは、日程第5、議第1号議案を議題といたします。

本案については、休憩中に新クリーンセンター建設事業特別委員会を開催し、審査いたしておりますので、その結果報告を委員長に求めます。

13番、川西茂一君。

川西新クリーンセンター建設事業特別委員長 それでは、先ほど本会議において上程され、本委員会に付託されました議第1号、工事請負契約の締結について（葛城市クリーンセンター建設整備工事）について、本会議休憩中に委員会を開会し、審査いたしました。その概要及び結果についてご報告をいたします。

質疑では、入札公告を3回され、全て1社のみ申請しなかったことで今回随意契約をされるということだが、入札と入札公告は違うものと思うが、どのように考えているのか、という問いに対し、市の入札担当者とも協議した結果、入札とは入札行為の公告であり、公告を行ったということは入札の申し込みを受け付けたもので、入札と公告については同じであると解釈している。これまでの3回の公告に対し、全て1社のみ申請であったため、入札については2社未満の場合は入札を中止することとなっているので、入札を中止し、今回随意契約とさせていただくものであるという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上であります。このほかにも各委員から活発な質疑がされ、数多くの意見が出されておりますことをつけ加えまして、当委員会の報告とさせていただきます。以上でございます。

寺田議長 以上で新クリーンセンター建設事業特別委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

寺田議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

寺田議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより日程第5、議第1号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

寺田議長 ご異議なしと認めます。よって、議第1号は原案のとおり可決されました。

次に、追加日程第1、発議第2号、葛城市クリーンセンター建設事業の早期実現を求める意見書を議題といたします。

本案につき、提案者の説明を求めます。

13番、川西茂一君。

川西議員 ただいま上程を賜りました発議第2号、葛城市クリーンセンター建設事業の早期実現を求める意見書について、提案理由の説明をさせていただきます。

葛城市クリーンセンター建設事業は、合併時に策定された新市建設計画に基づく事業で、老朽化した2つのクリーンセンターを統合し、新たに現在の基準に則した熱回収施設等を整備するものであり、市民生活に密着した事業です。

現在、當麻クリーンセンターが既に解体され、焼却場として唯一稼働している新庄クリーンセンターは昭和48年竣工と老朽化が進んでおり、耐用年数、稼働時間の延長等、不安のある中での稼働となっており、時間が経過すればするほど維持経費は膨らむ一方であり、財政面を圧迫することは必定となります。そのためにも、一日も早く新しい熱回収施設の建設を

早急に進めなければならないという現状となっております。

そのような中、葛城市議会として、本臨時議会において循環型社会構築の推進を目指し、合併特例債、循環型社会形成推進交付金制度を有効に活用した上で、国定公園内であるということを十分に配慮し、環境にやさしい、市民が安全で安心できる葛城市クリーンセンター建設事業の早期実現を求める決議を可決しております。その上で、奈良県知事に対しても葛城市クリーンセンター建設にかかわる許認可について格別の配慮をいただき、本事業の建設事業及び稼働が早期に実現できることを求めるものであります。

以上、簡単ではございますが、提案理由の説明とさせていただきます。議員各位のご賛同をいただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。以上でございます。

寺田議長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

寺田議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

寺田議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより発議第2号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

寺田議長 ご異議なしと認めます。よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

以上で、本臨時会の日程は全て終了いたしました。

議員の皆様方には慎重にご審議いただき、また、格別のご協力によりまして、議会運営が極めて円滑に進められましたことに対し、厚くお礼を申し上げます。

これをもちまして本臨時会を閉会するわけでございますが、来月には3月議会定例会も控えておりますので、引き続きお体をご自愛いただき、ご協力のほどをよろしくお願いしたいと思います。

ここで、市長より発言を求められておりますので、これを許します。

市長。

山下市長 閉会に当たりまして、一言御礼を申し上げます。

本日、臨時会を開会いたして、その際、当方から提案をいたしました議案、全て承認議決をいただき、ありがとうございました。また、とりわけ葛城市クリーンセンター建設事業の早期実現を求める決議を、住民の代表である議会全員の賛同で、当方、葛城市に対して早くこの場所で進めてもらうようにという決議をいただきました。そのことの重みというものもしっかりと受けとめさせていただいて、これから事業を進めていかなければならないと、思いを新たにしたところでございます。

また、本日、工事請負契約の締結をいただきました。これで葛城市クリーンセンターの建設整備工事につきましては、できるだけ早く工事に向けて、竣工に向けて、鋭意努力してまいりたいというふうに思っております。今後とも議員各位のご理解、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。閉会のあいさつといたします。

本当にどうもありがとうございました。

寺田議長 以上で平成25年第1回葛城市議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さんでございました。

閉 会 午後 0時11分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためここに署名する。

議 会 議 長

寺 田 惣 一

署 名 議 員

岡 本 吉 司

署 名 議 員

西 川 弥三郎